

平成28年度 税制改正要望

要望項目		概要	対象税目											要望元																																				
			所得税	個人住民税	法人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省																	
三世同居に係る税制上の軽減措置の創設	新設	所得税：三世同居改修の工事費用の年末ローン残高の5%を所得税額から5年間控除。 相続税：被相続人との同居期間が3年以上の親族が被相続人の居住用宅地を相続で取得した場合の小規模宅地特例の特定居住用宅地の減額幅を90%に引き上げ。		○							○																																							
結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充	拡充	非課税の対象となる資金の用途について、以下を拡充。 ・不妊治療費のうち、薬局に支払う医薬品代。 ・産前産後の母親の医療費、薬局に支払う医薬品代。 ・母親の産後健診費用。																																																
子育て支援に係る税制上の措置の検討	新設	扶養控除廃止による影響を踏まえつつ、必要な措置を検討。	○	○																																														
子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設	新設	特定支出控除の対象にベビシッター等の子育て支援に要する費用を追加。	○	○																																														
ひとり親家庭への支援の充実等に伴う税制上の所要の措置	新設	ひとり親家庭や多子世帯への支援の充実、社会的養護の推進、児童虐待防止対策の強化等のため、税制上の所要の措置を講ずる。	○	○	○																																													
金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）	新設	①金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大。 ②債権一体化の円滑な実施のための措置。 ③損益通算拡大に当たって、特定口座を最大限活用。 ④個人投資家の利便性や金融機関の負担に配慮。	○	○														○																																
経営者の私財提供に係る譲渡取得の非課税措置の延長	拡充延長	3年間延長。 現に事業の用に供されている資産でなくとも、「再生計画において、事業の用に供することが定められている資産」であれば適用を認める。	○	○																																														
セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設	新設	要指導医薬品及び一般用医薬品を年間1万円以上購入した世帯に対して、その費用から1万円を差し引いた金額について最大10万円までを所得控除の対象とする。ただし、この制度による控除と現行の医療費控除の両方の適用を受けることは不可。（両制度の控除条件に該当する場合には、どちらかの制度を選択する。）	○	○																																														
個人の健康増進・疾病予防の推進のための所得控除制度の創設	新設	がん検診、特定健診、予防接種、人間ドック等に要する費用の自己負担額が年間10,000円以上かかった世帯に対して、最大100,000円までを所得控除の対象とする。	○	○																																														
生命保険料控除制度の拡充	拡充	所得税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を5万円に。 所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を15万円に。	○	○														○																																
特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の延長	延長	適用期限（平成27年12月31日）の2年延長。	○	○																																														
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の延長	延長	適用期限（平成27年12月31日）の2年延長。	○	○																																														

平成28年度 税制改正要望

要望項目		概要	対象税目											要望元																							
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官庁	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省				
特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の延長	延長	適用期限（平成27年12月31日）の2年延長。	○	○																															○		
空き家の発生を抑制するための特例措置の創設	新設	平成28年4月1日から一定期間内に、旧耐震基準の下で建築された居住用家屋（被相続人のみが居住しており、相続後、空き家となった場合に限る）を相続し、相続後一定期間内に当該居住用家屋の耐震リフォーム又は除却を行った場合、標準工事費（上限250万円）の10%を所得税額から控除する。	○																																○		
個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設	新設	個人事業者について、先代から後継者への事業用資産の承継を円滑に進めるための措置を講ずる。													○	○													○					○			
小規模企業等に係る税制のあり方の検討		持続的経営や成長志向の活動を行う個人事業主を含む小規模事業者が直面する事業承継や事業主報酬などの課題を踏まえ、その振興を図る観点から、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。	○	○																																○	
死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ	拡充	死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者分×500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算。																○																			○
取引相場のない株式の評価方式に関する見直し等	新設	取引相場のない株式の評価方法の一要素である株価の上昇による中小企業の税負担の増大を踏まえた税制措置等の見直しを行う。																																		○	
上場株式等の相続税評価の見直し	新設	投資家の資産選択を歪めることのないよう見直し。																																			○
上場株式等の口座間移管に要する「移管依頼書」の記載事項の見直し	新設	上場株式等の口座間移管に要する移管依頼書等の記載事項である「移管を希望する年月日」を「移管を希望する年月日がある場合には、当該希望日」に改める。	○																○																		
非居住者への相続に係る譲渡所得課税に関する所要の措置	新設	非居住者への相続に係る譲渡所得課税（国外転出時課税制度）に関し、遺産分割協議確定による修正申告及び更正の請求を認める。	○																																		
「信託に関する受益者別調書」を不要とする措置	新設	日本版ESOP信託について、相続税法で義務付けられている「信託に関する受益者別調書」の提出を不要に。																																			
信託受益権の質的分割に係る所要の措置	新設	信託受益権が質的に分割される場合の課税関係を明確に。	○	○	○	○	○	○	○	○	○																										
NISAの更なる利用拡大に向けた利便性向上	拡充	①NISA口座開設時の重複口座確認方法として、平成30年以降一律に個人番号のみを用い、住民票の写し等の提出は不要に。 ②NISA口座保有者の勘定設定期間の更新時の重複口座確認方法は、マイナンバー制度開始以降は金融機関に対し個人番号の告知を行った場合には次回以降の確認が不要に。	○	○															○																		
マイナンバーの導入に伴う手続の簡素化	新設	顧客に交付する税務書類の写しは個人番号の記載を不要に。 証券口座開設手続き時に個人番号の告知を行った者は、その後同一の金融機関で個人番号の告知を必要とする手続き等を行う際には再度の提示が不要に。	○	○															○																		

平成28年度 税制改正要望

要望項目		概要	対象税目											要望元																																									
			所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省																							
法人実効税率の引下げ	拡充	来年度に税率引下げ幅の更なる上乗せを図り、法人実効税率を20%台に引き下げることを目指す。			○	○																															○																		
医療機関の設備投資に関する特例措置の創設	新設	人口構造の変化に応じ、質が高く効率的な医療を提供するため、医療機関が一定の固定資産を取得した場合に、特別償却又は税額控除を認める措置を創設。	○		○	○	○																															○																	
交際費課税の特例措置の延長	延長	中小法人及び大法人に係る交際費課税の特例措置について、適用期限を2年延長する。 ①飲食のために支出する費用の額（社内接待費を除く。）の50%を損金算入できる ②中小法人に係る交際費については800万円まで全額損金算入できる ※中小法人については①又は②のいずれかを選択。			○	○	○																																					○											
交際費の課税の特例（中小法人における損金算入の特例）措置の延長	延長	2年間延長する。			○	○	○																																								○								
「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備	拡充	コーポレートガバナンスが強化されている上場企業等を対象に、役員給与の損金算入が認められる範囲の見直し等を講じ、売上高やROE等の利益以外の指標や、中長期の指標への対応を含め、多様な業績連動報酬や株式報酬の導入を促進し、企業経営者に「攻めの経営」を促す。	○	○	○	○	○																																									○							
外国子会社合算税制における適用除外基準等の見直し	拡充	①トリガー税率についての見直し ②適用除外基準における航空機リースの取扱いの見直し ③外税控除額の算定の見直し（現地非課税配当の除外）	○	○	○	○	○																																												○				

平成28年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目										要望元																												
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省								
エネルギー環境負荷低減推進設備等取得した場合の特別償却又は特別控除の拡充及び延長（グリーン投資減税）	拡充 延長	①設備の取得価額の30%特別償却あるいは中小企業への税額控除の仕組みとして適用期限を2年間延長（平成30年3月31日まで）。 ②新エネルギー利用設備等に以下の設備を追加する。 ・地熱発電設備 ・木質バイオマス発電設備 ・木質バイオマス熱利用設備 ③水熱利用設備のうち、下水熱利用設備の設置要件の緩和を行う。（下水道の暗渠内に熱交換器のみ設置する場合も対象とする。） ④新エネルギー対象設備等から以下の設備を除外する。 ・水熱利用設備のうち、海水もしくは河川水を利用する設備 ・雪氷熱利用設備 ⑤二酸化炭素排出抑制設備等から以下の設備を対象設備から除外する。 ・高効率型電動熱源機 ・定置用蓄電池 ・エネルギー使用制御設備（測定装置、中継装置、アクチュエータ、可変風量制御装置、インバータ、電子計算機） ⑥風力発電設備の即時償却を廃止した上で、固定価格買取制度の認定を受けていない風力発電設備（出力1万kW以上）を対象設備に加える。 ⑦固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電設備を対象から除外し、固定価格買取制度の認定を受けていない太陽光発電設備（出力10kW以上）を対象に加える。	○	○	○	○																														○	○	○	○	○
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長	延長	2年間延長する。	○	○	○	○	○													○							○	○												
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の延長	延長	雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除の措置について、雇用の質を高める観点から見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。	○	○	○																						○													
障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限の延長	延長	2年間延長。	○	○																							○													
個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ	拡充	借手が民事再生・破産等の法的手続きに入った場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合を引上げ。			○	○	○										○																							
受取配当等の益金不算入制度の見直しへの対応	新設	中央機関への普通出資（出資割合5%以下）に係る受取配当の益金不算入割合引上げ。			○	○	○										○											○												
外国子会社合算税制（CFC税制）の抜本的見直し	新設	CFC税制の抜本的な見直し。	○	○	○	○	○										○																							
地方創生応援税制の創設（「企業版ふるさと納税」）	新設	地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対して企業が行う寄附について、法人税（及び法人住民税）から税額控除をすることができる制度を創設。			○	○											○	○																						

平成28年度 税制改正要望

要望項目		概要	対象税目										要望元																						
			所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省			
車体課税の見直し	拡充	自動車重量税については、環境性能割の導入にあわせ、エコカー減税の対象範囲を、平成32年度燃費基準の下で見直すとともに、基本構造を恒久化する。												自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税																					○
新たな重量車排出ガス規制の導入に伴う特例措置の見直し	拡充	新たなディーゼル重量車の排出ガス規制の導入に伴い、エコカー減税の対象車両に2015年度燃費基準を達成し、かつ、平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制に適合する車両総重量3.5トン超のトラック・バスを追加する。												自動車重量税、自動車取得税																				○	
車体課税のグリーン化		地球温暖化・公害対策の一層の推進、汚染者負担による公害健康被害補償のための安定的財源確保の観点から、関連する税制も含め総合的・体系的に一層のグリーン化を検討。												自動車重量税、自動車取得税、自動車税、軽自動車税																				○	
印紙税のあり方の検討		近年の電子取引の増大等を踏まえ、制度の根幹からあり方を検討。									○																							○	
ゴルフ場利用税の廃止	廃止	「ゴルフ場利用税」を廃止する。												ゴルフ場利用税												○									
セルフメディケーション推進に資する薬局に係る税制措置の創設	新設	セルフメディケーションの推進に関し、充実した相談体制や設備などを有する薬局のうち中小企業者が開設するものに係る不動産について不動産取得税の軽減措置を創設する。											○													○									
医療法人が設置する医療関係者の養成所に係る固定資産税等の非課税措置の拡充	拡充	医療法人（社会医療法人及び特定医療法人を除く）が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産税等について、所要の措置を講じる。											○	○	都市計画法税												○								
国税関係書類に係る電子保存制度の利便性の向上	新設	・電磁的記録の入力までの各事務における処理手続の特例 ・電磁的記録に係る解像度、階調及び大きさに関する情報保持の特例 ・その他事務手続きの合理化・簡素化（タイムスタンプ要件に代替する社内の適正事務処理の特例、検索性及び相互関連性を確保する方法の特例、小規模事業者の特例、申請内容の簡素化）																																○	
公益法人への寄附金に係る税額控除制度の対象拡充	拡充	P S T（パブリック・サポート・テスト）要件を緩和。		○													○																		
保育所等を経営する社会福祉法人に係る寄附税制の拡充	拡充	保育所、児童養護施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業等を経営する社会福祉法人へ寄附金を支出した場合の所得控除限度額を、現行の総所得の40%から50%へ引き上げる。		○																							○								
特定国立研究開発法人（仮称）への寄附に係る税制措置の創設	新設	法人からの寄附金は、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いに。個人からの寄附金は税額控除を導入し、所得控除と選択。		○	○	○	○										○										○								
国立大学法人等への個人寄附に係る税額控除の導入等	新設	①国立大学法人等に対する個人からの寄付に係る税額控除制度の導入（現行の所得控除と税額控除との選択制の導入） ②特定寄附信託（日本版「ブランド・ギビング信託」）に係る利子所得の非課税制度の対象法人の拡大（国立大学法人等の追加）		○	○																						○								

平成28年度 税制改正要望

要望項目		概要	対象税目										要望元																							
			所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省				
学校法人への個人寄附に係る所得控除上限額の引上げ	拡充	寄附金控除における所得控除上限額を、現行の総所得の40%から50%に引き上げ。	○																						○											
日本私立学校振興・共済事業団への指定寄附金の範囲の拡大（若手・女性研究者奨励に係る寄附の追加）	拡充	日本私立学校振興・共済事業団が新たに実施する「若手・女性研究者奨励金（仮称）」への寄附を、法人税の全額損金算入が受けられる指定寄附金の対象に。	○	○	○	○	○																		○											
地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充	拡充	地方再生法に基づき、地方活力向上地域特定業務施設整備計画について都道府県知事の認定を受けた法人等が、その計画に記載されている特定業務施設で雇用を増加させた場合に税額控除できる制度。	○	○	○																															
地域再生事業を行う株式会社に対する特例措置の拡充・延長	拡充 延長	特例の対象を認定地域再生計画で定められた集落生活圏内で小さな拠点の形成に資する事業を行うものにした上で、投資額から一定額を除いた額を総所得金額から控除するものへ変更し延長する。	○	○																																
国家戦略特区における所得控除制度の創設	新設	全国的な法人実効税率の段階的引き下げを踏まえつつ、国家戦略特別区域計画に定められた事業を実施する一定の法人について、当該事業による所得金額の一定割合を課税所得から控除できる制度を創設。			○	○	○																													
国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設	新設	国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対し、法人税を軽減。			○	○	○																													
国際戦略総合特別区域において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設	新設	国際戦略特区で地方公共団体が独自に地方税を減免した場合の調整措置。			○																															
国際戦略総合特区における特別償却又は投資税額控除の延長	延長	2年間延長し、平成30年3月31日まで。			○	○	○																													
国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等及び固定資産税の特例措置の延長	延長	適用期限を2年間延長し、平成30年3月31日までとする。					○	○			○																									
国際戦略総合特区における所得控除制度の延長	延長	2年間延長し、平成30年3月31日まで。			○	○	○																													
地域活性化総合特区におけるエンジェル税制の延長	延長	2年間延長し、平成30年3月31日まで。			○																															
公益法人等が実施する奨学金事業に係る印紙税の非課税措置の創設	新設	独立行政法人日本学生支援機構と同様、貸与者又は借受人が作成した文書（借用証書等）に係る印紙税を非課税に。									○														○											
教習用貨物自動車を取得した場合の特別償却又は税額の特例控除	新設	教習用貨物自動車を特別償却等の対象資産とし、初年度30%の特別償却又は7%の税額控除。	○	○	○	○																														
日本版スクークに係る非課税措置の恒久化	延長	以下の措置を恒久化。 ①海外投資家が受ける社債的受益権の配当（収益の分配）の非課税 ②信託財産の買戻しに係る登録免許税の非課税	○																																	

平成28年度 税制改正要望

要望項目		概要	対象税目										要望元																							
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省			
協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ	新設	平成27年度税制改正大綱を踏まえ、協同組合に対する軽減税率を引き下げ。			○	○												○																		
預金保険法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の延長	延長	当分の間延長。									○							○																		
金融機能強化法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の延長	延長	平成29年3月31日まで延長。									○							○																		
火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実	拡充 延長	積立率を現行の100分の5（平成27年度までの経過措置）を維持。洗替保証率を100分の40に引上げ。本則積立率適用残高率も同様。			○	○												○																		
海外の組織体（パートナーシップ等）を通じた投資の円滑化に資するための措置	新設	海外組織体（パートナーシップ等）を通じた投資の円滑化に資するための措置をとる。	○	○	○	○	○											○																		
店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の円滑な導入に向けた所要の措置	拡充	原稿では非課税措置が講じられていない取引と一体となって行われる店頭デリバティブ取引も非課税措置の対象に。	○															○																		
日本版レバニユー債の受取利子に係る非課税制度の延長	延長	恒久措置とする。	○															○																		
事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長	延長	3年間延長。			○	○	○											○	○																	
債券現先取引（レボ取引）に係る非課税措置（レボ特例）の適用拡大	拡充	クロスボーダーのレボ取引の利便性の向上と活性化のため、レボ特例の適用を拡大。	○															○							○											
投資法人に係る税制優遇措置の拡充（法人税）	拡充	投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再生可能エネルギー発電設備について、ペイスルー課税対象とする期間を10年以内に限る等の時限措置を撤廃（又は緩和）。			○													○																	○	
一時差異等調整引当額についての所要の措置	拡充	「純資産控除項目」に係る一時差異等調整引当額の増減額に相当する額は、判定式の分母での調整を対象外に。			○	○	○											○																	○	
投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し	新設	投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し。	○	○	○	○	○											○																	○	
被災地の地方公共団体が委託者となる土地信託の登録免許税の免税措置の延長	延長	3年間延長。																○																	○	
株式会社商工組合中央金庫の抵当権設定登記に係る登録免許税の軽減	延長	被災者にかかる不動産担保2/1,000 等への軽減措置について、平成31 年3月31 日まで延長する。																	○																○	
復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特別措置の延長	延長	5年間延長し、平成33年3月31日までに。	○		○	○													○																	

平成28年度 税制改正要望

要望項目		概要	対象税目											要望元																								
			所得税	個人住民税	法人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省				
復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等の特例措置の延長	延長	5年間延長し、平成33年3月31日までに。	○		○	○																																
復興推進計画の区域において地域の課題の解決のための事業を行う株式会社が発行した株式を取得した場合の所得控除の延長	延長	5年間延長し、平成33年3月31日までに。	○																																			
防災集団移転促進事業の移転元地を利活用するために土地の交換を行った場合の特例措置の創設	新設	利活用しようとする区域内にある民有地と当該区域外にある公有地を交換する場合、民有地の所有者に課税される登録免許税を非課税に。												○																								
復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の延長及び要件の緩和	拡充延長	5年間延長し、平成33年3月31日までに。機械・装置の特別償却は50%の特別償却の措置とする。	○		○	○																																
特定復興産業集積区域における新規立地促進税制（再投資等準備金及び再投資設備等に係る特別償却）の延長及び要件の緩和	拡充延長	5年間延長し、平成33年3月31日までに。新設法人の要件「指定を受ける事業年度において一定額以上の設備投資」を、複数事業年度（指定を受けた日を含む事業年度から起算して最長3事業年度以内）に分割して行う設備投資を認める。			○	○	○																															
特定被災区域内において都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業のために土地等を譲渡した場合における所得の特別控除の延長	延長	3年間延長し、平成31年3月31日までに。	○	○	○	○	○																															
特定の資産（被災区域の土地等）の買換えの場合等の譲渡所得に係る特例措置の延長	延長	5年間延長し、平成33年3月31日までに。	○		○																																	
被災代替資産等に係る特別償却の特例措置の延長	延長	3年間延長し、平成31年3月31日までに。	○		○																																	
被災代替償却資産に係る課税標準の特例措置の延長	延長	平成31年3月31日まで3年間延長する。												○																								
被災自動車等の代替取得に係る自動車重量税の特例措置の延長	延長	3年間延長し、平成31年3月31日までに。																																				
被災自動車等の代替取得に係る非課税措置の延長	延長	①自動車取得税の非課税措置、平成31年3月31日までの3年間延長。 ②自動車税及び軽自動車税の非課税措置、平成31年3月31日までに取得の3年間延長。																																				
被災自動車等に係る特例措置の延長	延長	少なくとも1年間は延長し、今後更なる延長を検討。																																				

平成28年度 税制改正要望

要望項目		概要	対象税目										要望元																				
			所得税	個人住民税	法人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省
特定住宅被災市町村の区域内にある土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の特例措置の延長	延長	適用期限を5年間延長する。		○	○	○	○	○												○											○		
被災酒類製造者が移出する清酒等に係る酒税の税率の特例	延長	適用期限を平成28年3月31日以降も延長。														酒税									○								
ビールに係る酒税の税率の特例	延長	適用期限を平成28年3月31日以降も延長。														酒税								○									
放送ネットワーク災害対策促進税制の拡充及び延長	拡充 延長	民間ラジオ放送事業者による予備放送設備に対して特別償却の措置を適用。 ①適用期限の2ヶ年延長。平成30年3月31日まで。 ②特別所客率を初年度30%に拡充。 ③対象となるラジオ送信所の設置場所に係る災害の種類要件に「液化化」を追加。				○																	○										
関連銀行及び関連保険会社が日本郵便株式会社に支払う窓口業務委託手数料に係る消費税の仕入税額控除の特例措置の創設	新設	関連銀行及び関連保険会社が日本郵便株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の仕入税額控除の特例措置を創設。								○	○												○										
データセンター地域分散化促進税制の延長	延長	平成30年3月31日までの1年10ヶ月延長。			○													○				○											
国際協力を使途とする資金を調達するための税制度の新設	新設	①「持続可能な開発のための2030アジェンダ」等にも示されている世界の開発需要に対応し貢献するため、納税者の理解と協力を得つつ、国際連帯税（国際貢献税）についての検討を進め、必要な税制上の措置を講ずる。 ② その税収の使途として、世界の開発需要への対応・貢献であることを明確に位置づける。 ③ 課税方法として、我が国としてどのような方式を導入することが適当かについて検討。														国際連帯税								○									
重要有形民俗文化財を国、地方公共団体等に対して譲渡した場合に係る所得税の軽減措置の延長	延長	適用期限を2年延長。		○	○																					○							
義務教育学校の創設に係る税制上の所要の措置	新設	従来小学校・中学校に適用されていた非課税措置を義務教育学校に適用できるよう所要の措置を講ずる。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	事業所税、ゴルフ場利用税、都市計画税									○								
地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益の非課税措置の創設	新設	地方公共団体が医学生等に貸与した修学等資金に係る債務免除益に関し、債務免除の要件として指定する医療機関が、当該地方公共団体等が設置運営する医療機関に限定されている場合について、非課税とする措置を講ずる。		○	○																					○							

平成28年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目										要望元																						
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	
社会医療法人の認定取消しに係る一括課税の見直し等の医療法人制度改革に伴う税制上の所要の措置	新設 認定を取り消された場合であっても、救急医療等確保事業に係る業務の継続的な実施に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けたときは、一定期間においては課税を繰り延べ、当該計画に関する設備整備等に支出した額を損金に計上できる措置を講ずる。													都市計画税																				
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金に係る非課税措置の拡充及び延長	拡充延長 B肝特措法の給付金の支給請求期限を延長。発症後20年を経過した「死亡・肝がん・肝硬変」の患者を給付金の対象に。																																	
国民健康保険法等の改正に伴う税制上の所要の措置	新設 保険外併用療養費の支給の対象とされた「患者申出療養」について、消費税を課さないこととする。														国民健康保険税																			
戦傷病者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続	延長 ① 特別給付金を標準として、租税その他の公課を課さない措置 ② 特別給付金に関する書類及び特別給付金国債を担保とする金銭の貸借に関する書類について、印紙税を課さない措置 ③ 特別給付金を受ける権利及び特別給付金として交付を受けた国債について、差押えを禁止する措置を存続する。													国税徴収法、徴収規定																				
障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置	新設 「障害者総合支援法」について、整備法の施行後3年（平成28年4月）を目途として、障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずる。													国税徴収法・地価税、事業所税、特別土地保有税、徴収規定																				
協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ	拡充 平成27年度税制改正大綱を踏まえ、消費生活協同組合等に対する軽減税率について引下げを行う。																																	
職業能力開発に係る特定支出控除の範囲の拡大	拡充 セルフ・キャリアドック（仮称）等のキャリアコンサルティングに要する費用を特定支出控除の対象とする。																																	
雇用保険制度の見直し等に伴う税制上の所要の措置	拡充 労働政策審議会において、雇用保険制度の在り方について検討し、その結果を踏まえ所要の措置を講ずる。													国税徴収法、徴収規定																				
年金積立金管理運用独立行政法人のガバナンス体制の見直しに伴う税制上の所要の措置	新設 社会保障審議会年金部会の検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。													地価税、事業所税																				
公害防止用設備に係る特例措置の延長	延長 公害防止用設備（テトラクロロエチレン溶剤等を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機）に係る特例措置について、適用期限を1年延長する。																																	
国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等	新設 ① たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。 ② かぎ用の製造たばこ等に関して、課税の換算方法を見直す。													たばこ税、たばこ特別税、地方たばこ税																				
確定給付企業年金の弾力的な運営等に係る税制上の所要の措置	新設 将来の財政悪化を想定した計画的な掛金拠出の仕組みを導入すること等に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。																																	

平成28年度 税制改正要望

要望項目		概要	対象税目													要望元																								
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省							
都市農業振興に関する所要の税制措置の検討	拡充	都市農業が安定かつ確実に継続されるよう、必要な措置を検討。							○							○																								
農村地域工業等導入促進法の実施計画に定められた工業等導入地区内の農地等を工場用地等として譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	拡充	農村地域工業等導入促進法（以下、「農工法」という）施行令第3条に定める農村地域の要件について、市町村合併により対象外となった旧市町村区域を農工法の対象とする人口要件の緩和による対象範囲の拡充。	○	○																									○											
農協改革等に伴う税制上の措置	新設 拡充	・農協法改正に伴い、全国中央会は、一般社団法人に、都道府県中央会は、農協連合会にそれぞれ組織変更することとされたこと等に伴う税制上の所要の措置を講ずる。 ・農協法改正に伴い措置する組合分割の取扱いについて税法上の整理を行う。 ・再編強化法の改正に伴い、農協等の信用事業の譲渡先として暫定的に措置される特定承継会社について、銀行と同様の税制上の措置を適用する等の所要の措置を講ずる。 ・農地法改正に伴い、農業生産法人要件（議決権要件、役員の本業従事要件）を見直すこととされたこと等に伴う税制上の所要の措置を講ずる。		○	○	○								○		特別土地保有税													○											
特定農産加工品生産設備の特別償却等	延長	加工法に基づき、特定農産加工業者が特定農産加工品生産設備を取得等した場合の特例措置（特別償却）について適用期限の2年延長等。	○		○																								○											
森林吸収源対策の財源確保に係る税制上の措置	新設	①石油石炭税の税率の特例と同様の税の創設、又は森林吸収源対策に充てることができる税収枠の創設。 ②揮発油税の「当分の間税率」を森林吸収源対策に優先的に充当。 ③森林環境税の創設。																											○											
漁船保険団体の組織統一化に伴う税制上の所要の措置	新設 拡充	①法人税法等に規定されている漁船保険組合及び漁船保険中央会の非課税措置の継続。 ②組織統一化により承継される資産に係る課税の特例措置の創設。					○	○		○		○	○		事業所税、自動車取得税、都市計画税														○											
農地中間管理機構への貸付けを促進するための農地の贈与税納税猶予制度の納税猶予切要件の見直し	拡充	贈与税の納税猶予の適用を受けている受贈者が、農地中間管理機構への貸付けを行う場合には、贈与税の申告書の提出期限から10年（貸付日の贈与者の年齢が65歳未満の場合は20年）経過していない場合でも当該貸付けはなかったものとみなし、納税猶予の期限は確定しないこととする。									○			○																○										
農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減措置	延長	2年間延長する。																												○										
都市農業振興基本法の制定を受けた税制上の措置	新設	都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画の検討に着手し、都市農業の担い手の確保や農地の有効活用等を図るための具体的な施策のあり方を検討するとともに、必要な税制上の措置を検討する。																											○											
森林組合等が森林経営事業を行うために森林を取得する場合の税率の軽減措置	新設	登録免許税の税率を8/1,000に軽減する。												○																○										

平成28年度 税制改正要望

要望項目		概要	対象税目									要望元																													
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省							
協同組合等の法人税率の引下げ	拡充	普通法人の法人税率の引下げが行われる場合において、農業協同組合等についても、法人税率の軽減の趣旨を反映した措置が講じられるよう配慮すること。			○	○	○																													○					
農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（①農協等関係）	延長	適用期限(平成28年3月31日)の3年間延長。			○	○	○																															○			
農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（②森林組合関係）	延長	適用期限(平成28年3月31日)の3年間延長。			○	○	○																															○			
農業協同組合等の合併に係る課税の特例措置（③漁協関係）	延長	適用期限(平成28年3月31日)の3年間延長。			○	○	○																															○			
租税条約ネットワークの拡充		租税条約ネットワークを迅速に拡充すべくその内容や交渉相手国の選定について、各省庁が連携して具体的な検討を行う。																																					○		
BEPS（Base Erosion and Profit Shifting）を踏まえた国内の制度整備に係る配慮		日本企業の健全な活動を制約し国際競争力の低下を招くことがないよう、ビジネス実態に配慮。特に、移転価格税制の文書化に係る国内制度の整備に当たっては、企業に過度な負担を与えないように配慮。																																					○		
国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充	拡充	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金の適用対象に平成28年度新規補助事業を追加。	○	○	○																																		○		
税制全体のグリーン化の推進（環境関連税制等）		第4次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）に基づき、持続可能な社会を構築するため、低炭素・循環型・自然共生など幅広い環境分野において税制全体のグリーン化を推進。																																					○		
地方法人課税の見直し		地方法人課税について、国・地方の法人税の改革において、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方とそでの法人課税の位置づけを再検討することが必要とされたことを踏まえ、そのあり方を見直すことが必要。				○	○																																○		
新規投資に係る償却資産課税の見直し		企業の償却資産（機械装置等）に対する固定資産税は国際的に稀な制度。また、償却資産に対する課税は、投資に対する収益性を低下させ、国内投資の阻害要因となっている。このため、平成27年度税制改正大綱における検討事項を踏まえ、特に機械装置等の新規投資にかかる償却資産課税のあり方について見直しを図る。											○																										○		
事業所税のあり方の検討		事業所税は、人口30万以上の市で地方税法及び同施行令で定める市において、従業員支払給与総額（所得割）と事業所床面積（資産割）に応じて課されるため、企業の担税力や経営状況にかかわらず課税される結果、不合理であるとの指摘がある。また、資本金1億円超の企業においては、課税標準が重複している外形標準課税に加えて、更に過剰な負担であるとの指摘がある。こうした指摘を念頭におきつつ、事業所税の制度創設時の目的を再確認した上で、本制度が本当に存在意義を有するか、速やかに検証することが求められる。													事業所税																								○		

平成28年度 税制改正要望

要望項目		概要	対象税目											要望元																							
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省			
国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し	拡充	① 国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の見直しを行う。 ② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。													国民健康保険税																			○			
周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る特例措置の延長	延長	2年延長する。											○																				○				
原料用石油製品等の非課税化（原料用途免税の本則化）	拡充	①石油化学製品製造用揮発油の免税等。 ②移出または引取に係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税。 ③引取りに係る石油製品等の免税。 ④引取に係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税。 ⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付。 ⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付。												揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税																							○
認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減	延長	2年間延長。									○																									○	
割賦販売法の改正に伴う所要の税制措置		いわゆるオフアス取引が一般化していることを踏まえた改正が実現した場合、法人税及び消費税の特例措置の対象とされている割賦販売法上規定される法人及び取引の定義が一部変更となり、これに伴う税制措置が必要となる。			○	○	○	○	○		○																									○	
金属鉱業等鉱害防止準備金の延長	延長	2年間延長する。	○	○	○	○	○																													○	
再生可能エネルギーの固定価格買取制度の見直しに伴う所要の税制措置	新設	再生可能エネルギーの特性や実態、エネルギーミックスにおける導入見通しを踏まえつつ、各電源間でバランスの取れた導入や、最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立が可能となるよう、固定価格買取制度の見直しを行う。																																		○	
海外投資等損失準備金の延長	延長	2年間延長する。			○	○																														○	
探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	拡充 延長	所要の見直しを行ったうえで、3年間延長する。 ・探鉱準備金又は海外探鉱準備金の積立期間の延長（3年→5年） ・海外探鉱準備金の海外自主開発法人への役員派遣要件の緩和	○	○	○	○	○																													○	
原子力事業環境整備に関する所要の措置	新設	電力システム改革の進展により事業者間の競争が進み、また原発依存度が低減していく中においても、使用済燃料の再処理等に係る制度や体制などが機能するための所要の措置の検討を行う。	○		○	○	○	○	○					事業所税																						○	
独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備事業に係る特例措置の延長	延長	登録免許税の非課税措置の期限を平成27年度末から平成29年度末に2年間延長する。 印紙税の非課税措置の期限を平成28年度末から平成30年度末に2年間延長する。													○	○	○	○	都市計画法																		○

平成28年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目													要望元																																		
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省																		
昨年末の経済対策を含むこれまでの措置の実施状況や今後の住宅着工の動向等を踏まえた住宅市場に係る対策についての所要の措置	今般の経済対策（平成26年12月27日閣議決定）を含むこれまでの措置の実施状況や今後の住宅着工の動向等を踏まえ、必要に応じ検討を行い、所要の措置を講ずる。																																				○												
JR北海道及びJR四国に対する鉄道建設・運輸施設整備支援機構の助成金に係る圧縮記帳の拡充	拡充 法人税法第4第2条に基づく圧縮記帳の特例の対象に、鉄道・運輸機構がJR旅客会社（JR北海道・JR四国）に交付する助成金を追加する。			○																																									○				
整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から経営分離される並行在来線の土地・建物の所有権の移転登記等に係る免税措置の延長及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の改正に伴う税制上の所要の措置	延長 現行措置（平成28年3月31日まで）を7年間（平成35年3月31日まで）延長するとともに、第189回国会において成立した「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年6月10日法律第36号。以下「改正法」という。）附則第2条に規定する新会社が、本特例措置において、改正法による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律に規定する九州旅客鉄道株式会社と同様に扱われるよう、所要の措置を講ずる。													都市計画税																																	○		
東日本大震災により被災したため従前と異なる場所に鉄道路線が移設される場合における用地取得に係る免税措置の延長	延長 2年間（平成30年3月31日まで）延長する。																																															○	
国際船舶の所有権保存登記等に係る課税の軽減措置の延長及び拡充	拡充延長 所有権保存登記 3.5/1000（本則4/1000）、抵当権保存設定 3.5/1000（本則4/1000）の2年間延長。 対象となる国際船舶の追加（運航面等で競争力のある船齢5歳以上の船舶）。																																														○		
特定離島路線の指定要件の拡充	拡充 4号指定要件に「成田国際空港」を加え、当該離島と東京国際空港、成田国際空港、大阪国際空港及び関西国際空港との間の路線であれば、すべて特定離島路線に指定できるようにするとともに、この場合には適用要件について判断する必要がなく、路線指定が可能のため、財務大臣との協議から外す。																																														○		
寄付金の損金算入の特例等の対象となる国際会議の範囲の拡大	拡充 「国際会議等開催支援に関する取扱規程（平成15年規程第27号）においてJNTOが定める当該寄付金の募集対象とする国際会議の要件を緩和する。	○	○	○	○	○																																									○		
都市農業振興基本法の制定を受けた都市農地・緑地に係る所要の措置	都市農業振興基本法の制定を受け、都市農地・緑地の保全に資する税制上の所要の措置を検討する。																																														○	○	
関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権の設定登録についての特例措置の廃止	廃止 新関西国際空港株式会社が、関西国際空港及び大阪国際空港に係る公共施設等運営権の設定をした際に、同権利の設定を受けた者が行う登録に係る登録免許税についての特例措置を廃止する。 ただし、現行措置されているものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。																																															○	
特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入等の特例措置の延長	延長 維持管理積立金を損金又は必要経費に算入する特例措置の適用期限（平成28年3月31日まで）を2年間延長する。	○	○	○	○	○																																											○

平成28年度 税制改正要望

要望項目		概要	対象税目										要望元																						
			所得税	個人住民税	法人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相統税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省		
再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	拡充 延長	太陽光発電（自家消費型設備に限る）、風力発電設備、中小水力発電設備、地熱発電設備、バイオマス発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を、課税標準となるべき価格の1／3に軽減する。特例措置を2年延長する。											○																		○				
予備自衛官等である雇用者の数が増加した場合の法人税額等の特例措置の創設	新設	予備自衛官等である雇用者を1年間で2人以上、かつ10%以上増加させるなど、一定の要件を満たした事業主に対して、増加した予備自衛官等である雇用者1人当たり40万円の法人税額（個人事業主の場合は所得税）の税額控除を行う。控除額は当期の法人税額の10%（中小企業者等は20%）を限度とする。	○		○	○																											○		
世界遺産に登録された景観重要建造物についての課税標準の特例措置の創設	新設	景観法の規定により指定を受けた景観重要建造物のうち世界遺産に登録された一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の3分の1とする措置を講ずる。											○		都市計画税	○																			
防災・減災に資する道路の無電柱化の促進に係る特例措置の創設	新設	一般電気事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が、緊急輸送道路等の防災上重要な道路で無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の課税標準の特例措置（課税標準1／2、当初5年間）。											○			○						○													
津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置の延長	延長	取得後4年間、固定資産税の課税標準を1／2とする特例を4年間延長する。											○			○																		○	
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に係る課税標準の特例措置の延長	延長	法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置を5年間延長し、平成33年3月31日までとする。						○											○																
保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持		保険会社に係る法人事業税の現行課税方式を維持。						○									○																		
放送ネットワーク災害対策用設備等に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	拡充 延長	①適用期限の2年延長（平成30年3月31日まで延長） ②課税標準の特例措置について、3年間3／4を5年間1／2に拡充 ③特例措置の対象となるラジオ送信所の設置場所に係る災害の種類の要件を拡充（「津波」、「洪水」、「土砂災害」であるところ、「液化化」を追加）											○										○												
日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る特例措置の延長	延長	課税標準をその価格の5分の3の額とする軽減措置の延長。（3年間）						○				○											○												
農地中間管理機構への貸付けなど農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の強化・軽減等の措置	新設	平成27年度税制改正大綱を踏まえ、農地中間管理機構への貸付けなど農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の強化・軽減等の措置を講じる。											○		都市計画税														○						

平成28年度 税制改正要望

要望項目		概要	対象税目									要望元																											
			所得税	個人住民税	法人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省						
（独）大学改革支援・学位授与機構の創設に係る税制上の所要の措置	新設	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び「独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（平成26年8月29日行政改革推進本部決定）に基づき、（独）大学評価・学位授与機構及び（独）国立大学財務・経営センターを統合し、大学改革支援・学位授与機構を平成28年4月より設置することを踏まえ、（独）大学評価・学位授与機構法の一部を改正し、平成28年より「大学改革支援・学位授与機構」が発足する。このため、新法人においても、これまで（独）大学評価・学位授与機構及び（独）国立大学財務・経営センターに適用されていた税制上の優遇措置を継続して措置するものである。												事業所税、都市計画税、自動車税、軽自動車税、自動車取得税、鉱区税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、特別土地保有税																									
（国研）量子科学技術研究開発機構の創設に係る税制上の所要の措置	新設	新法人においても、これまで国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に適用されていた税制上の優遇措置の一部を継続して措置するものである。												事業所税、都市計画税、特別土地保有税																									
独立行政法人労働安全衛生総合研究所と独立行政法人労働者健康福祉機構の統合に伴う税制上の所要の措置	新設	新法人において引き続き必要な事務が行われるよう、税制上の所要の措置を講ずる。												事業所税、都市計画税、特別土地保有税																									
独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置（(1)国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所及び独立行政法人種苗管理センターの統合）		① 統合後の法人において、農研機構が現在受けている非課税措置を講ずること。 ② 統合後の法人において、農研機構以外の3法人から引き継ぐ業務についても、農研機構が現在農研機構法第14条第1項第1号から第4号までが受けている不動産取得税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税の非課税措置を講ずること。 ③ 統合後の法人において、農研機構以外の3法人から引き継ぐ業務の中で公共性の高い事業については、課税対象となる収益事業から除外すること。 ④ 農研機構における近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授に係る業務についての不動産取得税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税の非課税措置を廃止すること。												都市計画税、特別土地保有税																									
独立行政法人の組織の見直しに伴う税制上の所要の措置（独立行政法人水産大学校及び国立研究開発法人水産総合研究センターの統合）		統合法人における業務は、これまでの2法人の業務を引き続き行うものであることから、現在水研センターが受けている非課税等の特例措置を継続等する。 ① 統合後の法人において、現在水研センターが受けている非課税措置の継続。 ② 統合後の法人において、現在水産大学校が受けている地方消費税に係る特例措置の継続。 ③ 統合後の法人において、水産大学校が所有する学生寮について、不動産取												事業所税、都市計画税、特別土地保有税																									

平成28年度 税制改正要望

要望項目		概要	対象税目										要望元																					
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	
独立行政法人の組織の見直しに伴う税制上の所要の措置 (海上技術安全研究所・港湾空港技術研究所・電子航法研究所) (自動車検査独立行政法人・交通安全環境研究所) (海技教育機構・航海訓練所)	拡充	統合法人における確実な業務運営を図るため統合法人の業務に係る各種地方税の非課税措置を講ずること、あるいは新たに設立される独立行政法人について非課税独立行政法人としての取扱いを適用すること。												事業所税、自動車取得税、自動車税、釧路区税、軽自動車税、特別土地保有税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税																				
森林組合等が森林経営事業を行うために森林を取得する場合の課税標準の特例措置の創設	新設	不動産取得税の課税標準額の2分の1を控除する。																																
バイオ燃料製造事業者が取得したバイオ燃料製造設備に係る課税標準の特例措置の延長	延長	対象設備を新設した場合、固定資産税の課税標準額を3年間1/2に軽減する措置を2年間延長する。																																
特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の特例措置の延長等	延長	2年の延長。													事業所税																			
東日本大震災の被災地における防災集団移転促進事業の移転元地を活用するために土地の交換を行った場合の特例措置の創設（漁業集落防災機能強化事業）	新設	被災した地方公共団体が策定した復興交付金事業計画に位置づけられた防災集団移転促進事業により地方公共団体が買収した公有地を周辺の土地と一体的に活用するため、活用しようとする区域内にある民有地と当該区域外にある公有地を交換する場合において課税される不動産取得税を非課税とする。																																
受取配当等の益金不算入割合の引上げ	拡充	組合の上部団体へ出資に対する配当については、受取益金不算入割合を引き上げる。																																
電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設	電気供給業の法人事業税について、現行の収入金額を課税標準とする方式から、他の一般の企業と同様の課税方式へと変更する。																																
ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設	ガス供給業の課税方式を、現行の収入金額を課税標準とする枠組みに、「その他の事業」と同様の課税標準を組み入れる。ただし、中小ガス事業者については「その他の事業」と同一の扱いとする。																																
ガス供給業に係る大口需要向けの託送料金を控除する収入割の特例措置の延長及びガス事業法改正に伴う所要の税制措置	延長	①収入金額の算定に当たって自由化対象需要家にガスを供給するために必要な託送料金に相当する金額を控除する制度の適用期限を延長する。 ②ガスシステム改革のためのガス事業法改正における事業類型の見直し等に伴う関連税制の所要の整備。																																

平成28年度 税制改正要望

要望項目		概要	対象税目									要望元																									
			所得税	個人住民税	法人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省				
公共の危害防止のために設置された施設又は設備に係る課税標準の特例措置の延長	延長	公害防止に係る法規制・基準等に対応することを目的として事業者が設置する汚水又は廃液処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年間延長する。											○																				○	○	○	○	
新たな物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の創設等	新設	①輸送と保管の連携が図られた倉庫の整備促進。 ・倉庫に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間3/4。 ・付属設備（トラック予約システム等）に係る固定資産税額の課税標準を5年間3/4。 ②都市鉄道等の旅客鉄道を利用した新たな物流システム構築。 ・JR貨物以外の鉄道事業者が取得する貨物用鉄道車両、貨物搬送装置に係る固定資産税の課税標準を5年間3/5。 ③モーダルシフト促進のための鉄道貨物輸送における輸送障害対策。 ・JR貨物が取得するトップリフターに係る固定資産税の課税標準を5年間3/5。											○		都市計画税																					○	
鉄道事業者等が車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の改正に伴う税制上の所要		「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律」(平成27年法律第36号) 附則第2条に規定する新会社が、税制特例措置において、改正法による改正前の「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第1条」に規定する九州旅客鉄道株式会社と同様に扱われるよう、所要の措置を講ずる。										○																								○	
鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	拡充延長	延長：鉄道事業再構築事業を実施する路線において、地方公共交通確保維持改善事業費補助金又は鉄道施設総合安全対策事業費補助（鉄道施設の老朽化対策部分に限る）を受けて取得する家屋及び償却資産。 拡充：鉄道施設総合安全対策事業費補助の補助対象の拡充に合わせ、対象事業者及び特例対象事業を拡大。										○		都市計画税																					○		
鉄道事業者等が駅のバリアフリー化により取得した償却資産等に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	拡充延長	鉄道事業者等によるホームドアシステム及びその設置に係る償却資産の対象の拡大。 固定資産税、都市計画税の課税標準5年度分2/3とする措置を2年間（平成30年3月31日まで）講ずる。										○																							○		
認定誘導施設等整備事業の公共施設等における課税の特例措置の延長	延長	2年間延長する。										○		都市計画税																					○		
高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置の延長	延長	2年間延長する。										○																								○	
高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が事業の用に供する不動産の取得及び固定資産に係る非課税措置の延長	延長	高速道路株式会社及び機構が事業の用に供する不動産の取得及び固定資産に係る不動産取得税、固定資産税、都市計画税の非課税措置の延長。										○	○	都市計画税																					○		
JR貨物が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置の延長	延長	2年間延長する。										○																								○	

平成28年度 税制改正要望

要望項目		概要	対象税目											要望元																						
			所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省		
都道府県の条例に定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長	延長	1年間延長。										○		都市計画税																			○			
国内路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の延長	延長	平成30年3月31日まで2年間延長。										○																					○			
成田国際空港株式会社が事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の延長	延長	平成29年度まで延長。										○		都市計画税																			○			
「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う税制上の所要の措置		「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年法律第36号）附則第2条に規定する新会社が、税制特例措置において、改正法による改正前の「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第1条」に規定する九州旅客鉄道株式会社と同様に扱われるよう、所要の措置を講ずる。										○		都市計画税																			○			
東日本大震災により被災した鉄道事業者が国の補助（災害復旧事業費補助）を受けた取得した資産に係る課税標準の特例措置の廃止	廃止	平成28年3月31日までに取得したものについては経過措置を設けた上、廃止する。										○																						○		
特定地方交通線又は地方鉄道新線に係る特例措置の適用を受けていた被災資産の代替資産に係る課税標準の特例措置の廃止	廃止	平成28年3月31日までに取得したものについては経過措置を設けた上、廃止する。										○																							○	